

松城中学校いじめ防止基本方針

那覇市立松城中学校

1 本校の基本方針の策定について

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努めなければならない。そこで、学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、組織的対応を全ての教職員が取り組むことが重要である。

（学校いじめ防止基本方針）＜いじめ防止対策推進法＞

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義と主な事例

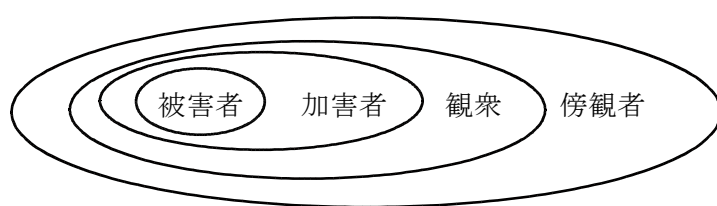
（定義）＜いじめ防止対策推進法＞

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）いじめの4つの要素

- ① 行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

（2）いじめ集団の4層構造



被害者：いじめられている生徒

加害者：いじている生徒

観衆：いじめをはやし立て、面白がっている児童生徒

傍観者：見て見ぬふりをしている生徒

（3）「いじめ」の判断

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。

例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。

例②ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合

・上記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

・見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着

目する。

○ いじめ認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

・教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対策が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

● 具体的ないじめの態様（例）

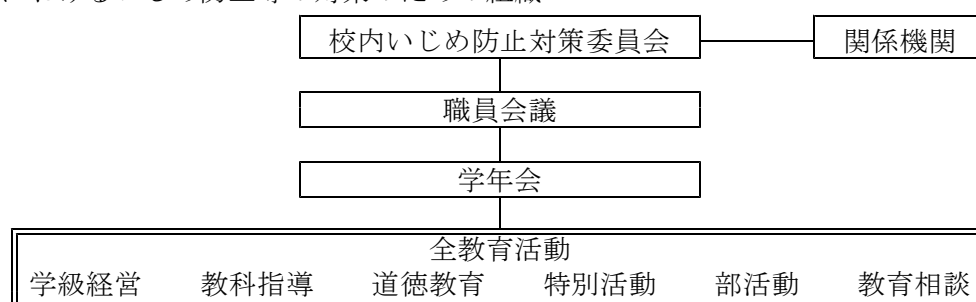
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なこと等をされる。
- ⑨ 性的いたづらをされる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）＜いじめ防止対策推進法＞

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）本校におけるいじめ防止等の対策のための組織



ア 校内いじめ防止対策委員会

○ 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、寄り添い支援員、（ＳＣ、スクールサポーター、生徒サポーター）

必要に応じて、民生委員、ＰＴＡ役員、外部有識者等、関係機関（警察・弁護士・保護司）

○ 組織の役割

- ・未然防止の取り組みやアンケート
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等での生徒・

保護者への周知)

イ 職員会議

- ・いじめ防止にかかる取組の共通理解と共通実践

ウ 学年会

- ・いじめ防止にかかる学年に特化した取組の共通理解と共通実践

エ 全教育活動

○いじめを許さない学校づくり

- ・生徒理解 ・信頼関係作り ・いじめ問題への指導方針等の公表 ・毅然とした指導
- ・保護者地域の理解と協力を求める ・徹底して守り通す姿勢 ・見守り

○観察、情報収集

- ・日常的な観察 ・学校生活アンケート ・いじめチェックリストの活用
- ・教職員間の情報交換 ・保護者、地域からの情報

○いじめの早期発見、早期対応

- ・組織的対応 ・いじめは人間として絶対に許されないという毅然とした指導
- ・どの子どもどの学校でも起こりうるという認識 ・被害者の立場に立った指導
- ・早期解決 ・継続的指導と支援

○再発防止

- ・生徒の心を育てる（生命尊重、人権尊重、思いやりの心など）

オ 関係機関

教育相談課、那覇警察署少年課、県警サポートセンター、中央児童相談所、PTA、他

4 いじめ発生にかかる対応

（いじめに対する措置）＜いじめ防止対策推進法＞

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

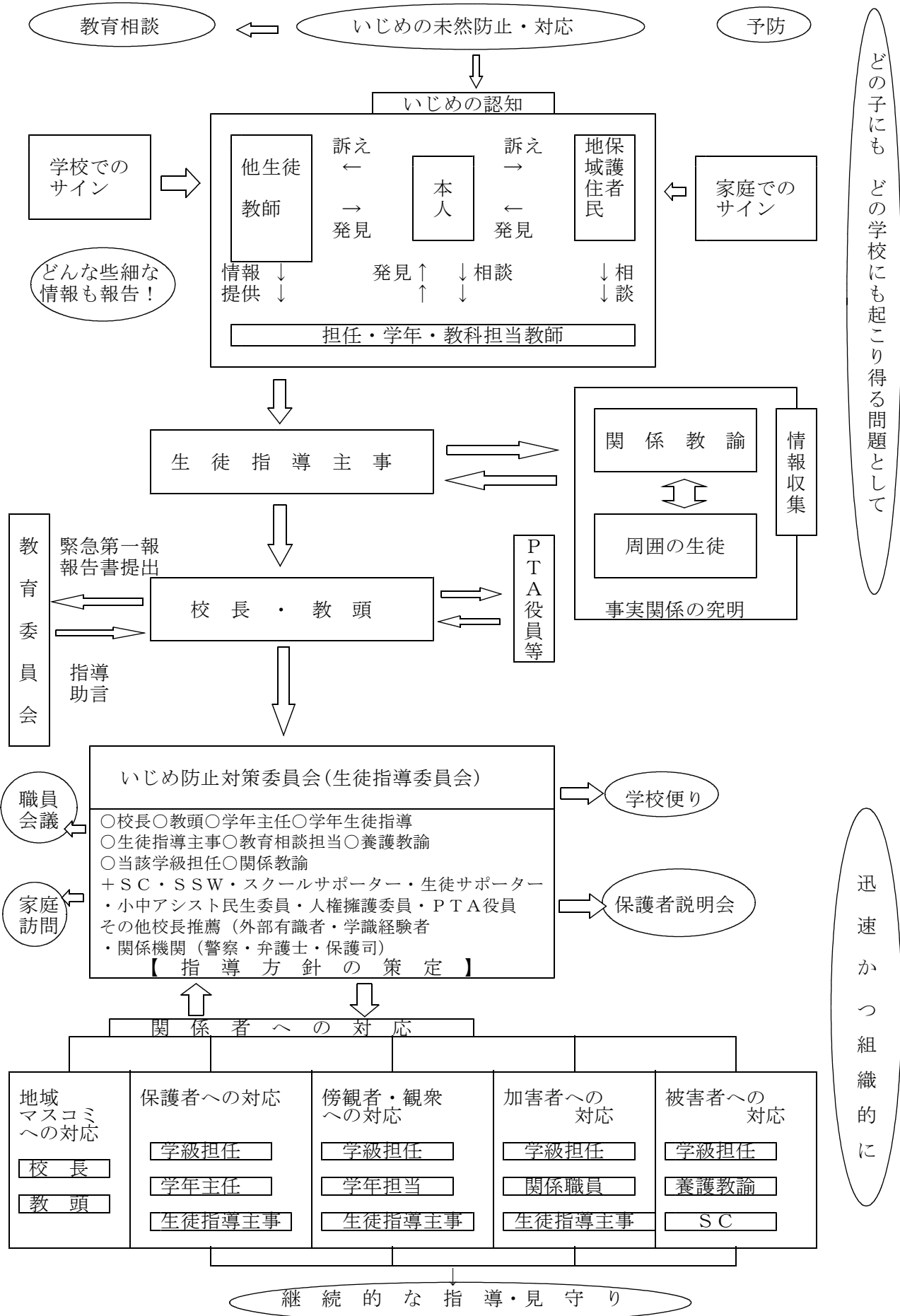
3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(1) いじめ発生時の組織的対応 (フロー図)



5 重大事態への対応

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）＜いじめ防止対策推進法＞

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

- 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（１）重大事態とは

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」＜第１号＞

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ウ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- エ 生徒が金銭を奪い取られた場合

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」＜第２号＞

（年間３０日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

（２）重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ア 市教育委員会の指導・助言のもと弁護士、精神科医、ＳＣ等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - イ 当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

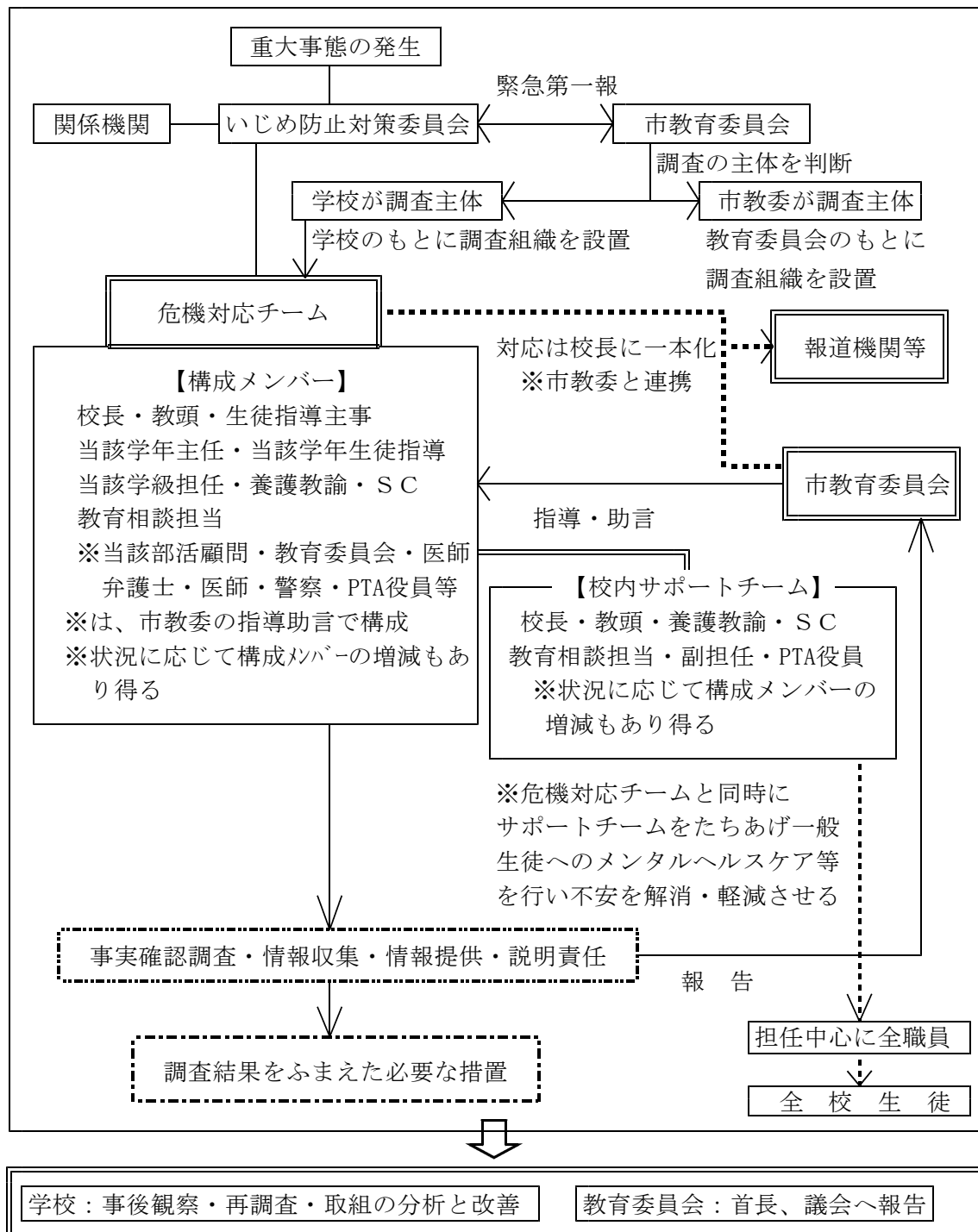
③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ア 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート・聞き取り調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。

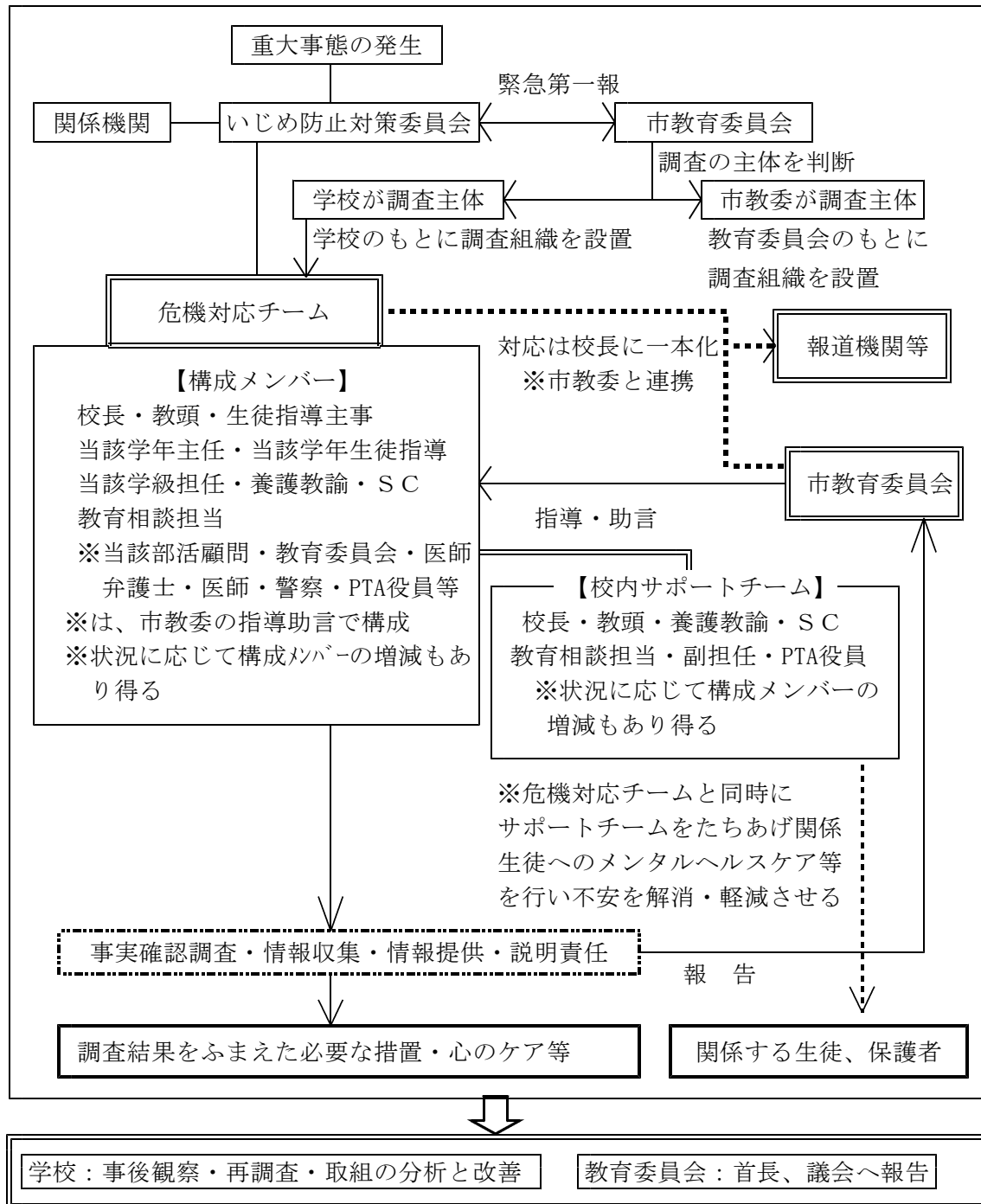
イ 事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の対応フロー図<第1号>「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」



(4) 重大事態の対応フロー図<第2号>「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」



(5) 重大事態の対応マニュアル

① 学校危機対応のポイント

- ア 迅速かつ的確な初動対応
- イ 指揮系統の明確化
- ウ 情報集約・情報管理の徹底
- エ 情報の共有と役割分担の明確化
- オ 保護者・関係機関等との密接な連携

② 学校危機・トラブルの誘因や原因

- ア 教職員による不適切な発言や文書

イ 担任や部活動顧問による問題の抱え込み

ウ 初動対応の遅れ

エ 特別指導のあり方

オ 保護者との話し合いや対応

③ 危機対応の基本的な流れ

ア 事件・事故対応のための基本的組織

本部長：校長、副本部長：教頭、部員：関係職員

イ 危機対応の基本的な流れ

○危機発生時対応

事故発生→校長・教頭に連絡→対策本部の設置

【活動内容】

※生徒の安全確認

※事実の確認

※当該保護者への対応

※関係機関への対応

※事実の記録(時系列でまとめる) ※PTA役員への報告

※対策の検討(教職員への報告と情報共有)迅速で適切な指示・判断と人員の配置等

○危機事後対応

対策本部→全教職員→保護者・生徒

【活動内容】

※生徒宅への家庭訪問

校長(教頭)、学年主任、学級担任などができるだけその日のうちに、誠実な対応を行う

※児童生徒全体への対応 (・不安感の解消に努める ・心のケアを行う)

※PTAへの対応(役員会・理事会・臨時総会開催等の判断)

※地域への対応(必要に応じて、自治会長等への連絡)

○事後の継続的な対応

※個別的な児童生徒への指導

※日常の指導の再確認

※再発の防止

※当該保護者等の心のケア

ウ 事件・事故発生時の報道対応及び保護者対応

1) 報道対応及び保護者対応の目的

2) 事件・事故発生時の報道対応の基本姿勢

3) 保護者への対応について

③ 危機対応チーム(クライシス・レスポンス・チーム)CRT

◆危機対応チームの役割

○代表

・チーム内のあらゆる会議を取り仕切る

・メンバーからの要望に対して必要な理論的サポートを行う

・教育委員会と連携を図る

・メディアに対する唯一の窓口になる

・教員、生徒、保護者に対する文書、報道発表、学校に情報提供や報告を求められた場合の準備をする

・教職員の健康チェック

○記録・調整

- ・代表の補佐をする
- ・学校内で起こっている情報を全て把握しておく
- ・学校が活動している間の教職員間の連絡手順を作成する
- ・いつ、何を決定したのか記録する
- ・当該学年担当者と授業時間等の調整をとる
- ・保護者(全体、PTA役員)への連絡と支援の要請をする

○現場指揮

- ・生徒の動きを各機関と調整し、避難計画等を作成し、その総指揮をとる
- ・これから起こりうる状況に対する予防策を練るとともに、現状の困難な状況の解決方法を確認する
- ・警察などの外部機関との連携を図る
- ・学年集団(教職員)をサポートする

○連絡調整

- ・電話連絡網を揃え、すぐ使えるようにする
- ・学年、学級の生徒達の安全確認と対応にあたる
- ・保護者(個別)との連絡をする
- ・教室で児童生徒の心のケアにあたる

○ケア

- ・生徒の状況などを把握する
- ・被害者の救急処置と心のケアにあたる
- ・二次被害の発生を防ぐための助言をする
- ・カウンセリングの必要な範囲と程度を把握する
- ・救急の医療機関や精神保健センター、カウンセラー等の外部機関との連携を図る

○事務

- ・教職員間の連絡と補助に徹する
- ・臨機応変な対応をする

6 学校評価

(学校評価における留意事項) <いじめ防止対策推進法>

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(1) いじめ防止対策にかかる取組の評価

- ① 共通理解(いじめの定義、予防、早期発見、早期対応)
- ② 共通実践(学級経営、教育相談、予防、対応、ケア、観察、関係機関と連携)

(2) 当該事案にかかる評価

- ① 危機対応チームの対応
- ② 当該生徒、保護者への対応

(2) 年間指導計画と評価（PDCAサイクル）

月	行事	いじめ対策年間指導計画	評価
4	入学式 学級PTA 部活動結成式	校内研「申し送り事項の確認」 学校生活アンケート 人権の日 学校いじめ防止基本方針の全体確認	中1ギャップ 対策検討
5	校外学習	学校生活アンケート 人権の日 サイバー犯罪講話	アンケート集 計・対策検討
6	中体連	学校生活アンケート 人権の日 教育相談週間 平和教育講話	アンケート集 計・対策検討
7	期末テスト（技能） 県中体連	学校生活アンケート 人権の日 三者面談 学校評価	アンケート集 計・対策検討
8	夏休み	学校生活アンケート 校内研修「いじめ防止対策」	一学期前半課 題検討対策
9	期末テスト	学校生活アンケート 人権の日	アンケート集 計・対策検討
10	秋休み スポーツフェスタ	学校生活アンケート 人権の日	二学期へ向け
11	地区駅伝 合唱コンクール	学校生活アンケート 人権の日 教育相談週間	アンケート集 計・対策検討
12	修学旅行 新人戦 冬休み	学校生活アンケート 人権の日 三者面談 学校評価	保護者アンケ ート結果検討
1	進路決定	学校生活アンケート 人権の日	アンケート集 計・対策検討
2	学年末テスト 入学説明会	学校生活アンケート 人権の日 学校評価のまとめと公表	アンケート集 計・対策検討
3	卒業式 2学期修了式	学校生活アンケート 人権の日 新入生情報交換	アンケート集 計・対策検討

※いじめアンケートについては、次のことに留意して行う。

- ・ いじめに特化した形式にしない。
- ・ 必要に応じて、無記名とする。
- ・ 実施後は速やかに回収し、気になる事項は関係者で対処する。
- ・ 一定期間保管する。